

# 石川県公報

令和元年6月14日

第13213号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正(出納室)	3
○受胎調節の実地指導を業として行う者の指定 (少子化対策監室)	1	○入札公告 (産業政策課)	4
○令和元年度地籍調査事業計画の決定 (農業基盤課)	1	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課)	5
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	2	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	5
		○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (同)	6

## 告 示

### 石川県告示第51号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
令和元年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
1771400445	有限会社 ほぷら	リハビリステーション 金沢きらら 河北郡内灘町字向栗崎3丁目41番地	令和元年 5月20日	通所介護
1772300040	社会福祉法人 喜峰会	指定訪問介護事業所 ボニユール根上 苑 能美市下ノ江町イ205番地	令和元年 6月1日	訪問介護

### 石川県告示第52号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、令和元年6月14日次のとおり指定した。

令和元年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	住 所	保健師、助産師 又は看護師の別	氏 名
第1199号	七尾市藤野町り部5番地3	看護師	大 根 光 彩
第1200号	加賀市塩屋町ニ58番地	看護師	永 井 陽 香

### 石川県告示第53号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和元年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
金 沢 市	夕日寺Ⅰ地区(その1) 夕日寺Ⅰ地区(その2) 夕日寺Ⅲ地区(その1) 夕日寺Ⅲ地区(その2)	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
七 尾 市	西湊Ⅰ地区	〃
小 松 市	符津町地区 安宅町第7・8地区 矢沢町地区	〃
加 賀 市	小塩地区 小塩辻地区	〃
か ほ く 市	瀬戸町地区	〃
白 山 市	美川南Ⅱ地区 坂尻地区 曾谷Ⅰ地区 曾谷Ⅱ地区 別宮地区 上吉野Ⅰ地区	〃
津 幡 町	中条南部地区XⅢ 井上・中条北部地区X 中条南部地区XⅣ	〃
志 賀 町	西増穂地区(Ⅳ) 西増穂地区(Ⅴ) 西浦地区(Ⅱ) 西浦地区(Ⅳ)	〃
中 能 登 町	能登部Ⅶ-2地区 末坂Ⅰ・Ⅱ地区 末坂Ⅲ地区 末坂Ⅳ地区 金丸Ⅰ 金丸Ⅱ 金丸Ⅲ 金丸Ⅳ 金丸Ⅴ 金丸Ⅵ	〃

## 石川県告示第54号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和元年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 加賀加入区

## (1) 発起人の住所及び氏名

加賀市小塩町大野山2番地の1 有限会社 金城水産

加賀市大聖寺上木町出村67番地 新出 慎一

## (2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

大型定置漁業及び小型定置漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。)第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

平成31年4月10日

2 加賀加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

加賀市小塩町コ122番地 有限会社 マルサン

加賀市田尻町浜山2番地11 有限会社 マル幸商事

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

平成31年4月10日

3 加賀加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

加賀市田尻町浜山2番地47 大井 良雄

加賀市田尻町北40番地の2 新谷 武志

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

橋立町、小塩町及び田尻町地区に住所を有する者が、総トン数10トン未満の漁船により、底びき網を使用して営む漁業(ごち網を併せ営む漁業を含む)

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

平成31年4月24日

4 加賀加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

加賀市野田町コ18番地 大井 輝夫

加賀市田尻町浜山2-20 幸村 建一

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

橋立町、小塩町、田尻町及び野田町地区に住所を有する者が、総トン数2トン以上10トン未満の漁船により、主として刺網を使用して営む漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

平成31年4月24日

石川県告示第55号

石川県証紙売りさばき人指定(昭和48年石川県告示第380号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和元年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の金沢市の表中

「	7	石川県猟友会金沢支部長 山森潤一	金沢市みずき1丁目	同左	を	」
---	---	---------------------	-----------	----	---	---

7	石川県猟友会金沢支部長 羽場年久	金沢市北安江3丁目	同左	に改める。
2の小松市の表中				
2	石川県猟友会能美小松支部長 秋田外喜雄	小松市園町	同左	を
7	石川県猟友会能美小松支部長 太田博士	小松市串町	同左	に改める。

## 公 告

### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

##### (1) 購入件名及び数量

- ア 窒素／粗タンパク質分析装置 一式
- イ ドラフトチャンバー 一式
- ウ 複合材料切断機 一式

##### (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

##### (3) 履行期限

- ア及びイ 令和元年9月30日
- ウ 令和元年12月13日

##### (4) 履行場所

石川県工業試験場

#### 2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

#### 3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を令和元年6月28日(金)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地  
石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

入札 ア 令和元年7月16日(火) 午前10時00分

イ 令和元年7月16日(火) 午前10時30分

ウ 令和元年7月16日(火) 午前11時00分

開札 入札後、その場で直ちに行う。

場所 石川県工業試験場第2会議室

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

## (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (6) 手続における交渉の有無

無

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和元年6月17日から同年7月16日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
能登島向田地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業 変更計画書の写し	七尾市 産業部 農林水産課

## 道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市七窪ヨ3番7	幅員 5.20m 延長 33.03m	羽咋郡志賀町高浜町ヤの141番地 有限会社大生地建	令和元年6月6日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和元年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
能美郡川北町字三反田200番1から200番5まで、211番1から211番5まで、219番1から219番3まで、231番1、231番2、241番1、241番2、361番から363番まで、364番1から364番3まで、366番から368番まで、379番1、379番2、380番1、380番2、381番1、381番2、391番1から391番3まで、392番から395番まで、398番、399番、401番、402番1から402番3まで、404番から407番まで、637番、638番	道路 能美郡川北町字三反田200番3、211番4、219番2、231番2、241番2、361番から363番まで、364番2、364番3、366番から368番まで、379番2、380番2、381番2、391番2、392番から395番まで、398番、399番、401番、402番2、404番から407番まで、637番、638番 水路 能美郡川北町字三反田200番4、200番5、211番2、211番5、219番3、391番3、402番3 広場 能美郡川北町字三反田200番2	能美郡川北町字壱ツ屋174番地 川北町土地開発公社